

国の出先機関改革に係る公開討議

参考資料

漁業調整事務所

平成22年5月24日

農林水産省

目 次

漁業の許可等	1
漁業の取締り	2
漁業調整	4
海洋生物資源の保存及び管理	6
外国漁船の寄港の許可	8
漁船の検査	10
沿岸漁業の振興及び漁場の保全の指導、水産資源の保護、水産関係資料の収集・整理、水産に関する調査	11

漁業の許可等

○都道府県域を超えて広範囲にわたり操業する漁業や国際的な取り決めに基づく規制がある漁業(以下、大臣許可漁業等)については、国による統一的な規制を要することから、国が漁業の許可等の事務を行う必要。

- 政府間の取り決め等に基づく規制がある漁業(例:以西底びき網漁業)
→許可隻数や操業区域、操業期間などに関して**国による統一的な規制が必要**
- 漁場が県境を越えて広範囲にわたる漁業(例:大中型まき網漁業)
→水産資源の保護や漁業間の利害を実効あるものとするためには、許可隻数や操業区域、操業期間などに関して**国による統一的な規制が必要**
- なお、各都道府県の地先海面で営まれ、地域の実情に応じて地方が判断することが適当な漁業については、都道府県知事が許可

漁業の取締り

○大臣許可漁業等は、操業範囲が都道府県をまたがる沖合海域、さらには公海、外国水域に及んでいるものや、国際取り決めに従い操業しているものが対象となっていることから、国が責任を持って実施することが必要。

- 沖合・遠洋漁業など、都道府県域を越えて広範囲にわたって操業を行っている漁船の取締りについては、**国が広域的な範囲で統一的に実施することが効率的であり、各都道府県ごとに体制を整備するのは困難**
- また、公海や外国の排他的経済水域において、国際的な規制を受けて操業している我が国漁船については、**政府間の取り決め等を踏まえて国が取締りを実施する必要**

漁業取締について

- 限られた取締勢力で広大な海域において行うため効率的な取締体制での実施が必要。
- 取締活動は許可と取締が表裏一体となって行うことが効果的。

○ 漁業取締海域

水産庁：

大臣許可漁業、外国船の漁業が行われる沖合海域。

都道府県：

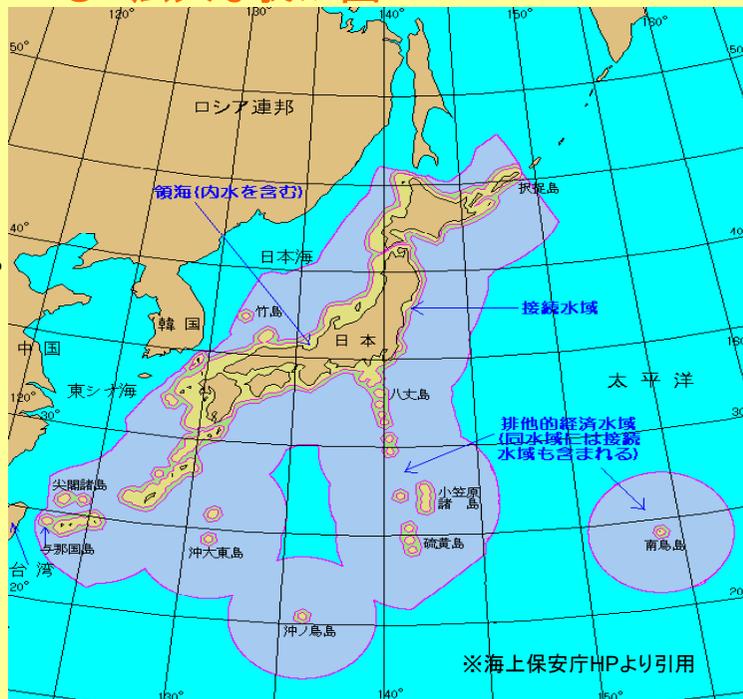
知事許可漁業が行われる沿岸海域。

○ 漁業取締りの現場

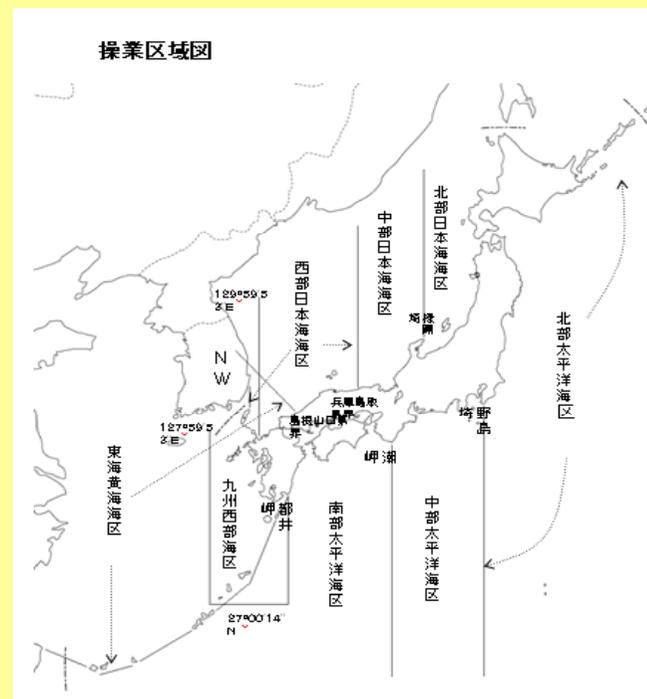
→逃走する被疑漁船への停船命令



○ 広大な我が国EEZ



○ 大中型まき網漁業の操業区域概念図



我が国周辺水域等における外国及び我が国漁船の漁業秩序の維持と円滑な操業の確保

大臣許可漁業では、九州の漁船が北海道・東北海域に移動するなど広範囲で操業。また、外国漁船は、政府間の漁業交渉により操業条件等を決定し、我が国EEZ内を広範囲に渡って操業しているため、都道府県の連携では機動的かつ責任ある取締りは困難。

国が果たすべき責務を確実に遂行するため、漁業調整事務所を中心に取締業務を行う必要がある。

漁業調整

○大臣許可漁業と沿岸漁業との間や複数県の沿岸漁業間の漁業調整問題については、国が許可権者として、また、中立公平かつ広域的な見地から調整を行う必要がある。

- 都道府県域を超えて広範囲にわたり操業する大臣許可漁業と沿岸漁業との間で操業区域や操業期間等について紛争が起こった場合、**国は許可権者として**話し合いの場を設定することなどにより、対応を行う必要がある。
- 複数県の沿岸漁業間との間で操業区域(海面における県境が定まっていない場合が多い)や操業期間等について紛争が起こった場合、**国が中立・公平かつ広域的な見地から**、利害が相反する当事者間の話し合いの場の設定の斡旋、話し合いの仲介を行うことなどにより、対応を行う必要がある。

全国の主な漁業調整問題

① 北海道沖の沖合底びき網漁業(操業水域は北海道～ロシア水域)問題

→四者協議(沿岸漁業者、沖底業者、道庁及び水産庁)による関係者間の取組の協議
→小型魚保護に配慮した操業等

② 道南沖の大中型まき網漁業(操業海域は千葉沖～北海道沖、③～⑤も同様)問題

→操業自粛海域の設定

⑦ 日本海大中型まき網漁業(操業水域は秋田沖～福岡沖)によるブリ漁獲問題

→まき網は、水揚げ集中回避に留意して操業

③ 青森県(八戸、尻屋)沖の大中型まき網、沖合底びき網漁業問題

→操業自粛海域の設定、するめいか上限漁獲量の設定

⑧ 対馬周辺や山口県見島大中型まき網漁業(操業水域は山口沖～東シナ海)問題

→ヨコワの自主規制等

④ 宮城県沖の大中型まき網漁業問題

→まき網は、沿岸漁場での操業を自粛

⑨ 唐津湾におけるカタクチイワシまき網漁業に係る調整問題(福岡県、佐賀県)

→操業区域について両県漁業者間で合意が成立

⑤ 利根川尻の大中型まき網漁業問題

→さばの混獲を防止

⑩ 紀伊水道における中型まき網漁業と沿岸漁業の調整問題(和歌山県、徳島県)

→操業区域について両県漁業者間で合意が成立

⑥ 愛知県と三重県のサヨリ船曳網漁業問題

→両県漁業者間の操業区域等に関する協議を水産庁が仲介

⑪ 沖縄県沖パヤオ(浮魚礁)をめぐるかつお釣り漁業(宮崎、高知、静岡県籍等)問題

→パヤオ周辺でのかつお釣り船の操業自粛

海洋生物資源の保存及び管理

○広域的な資源回復計画の策定・管理については、多くの水産資源が都道府県域を越えて分布・回遊するほか、多種多様な漁業者が同一の資源を漁獲していることから、国が実施することが必要。

- 多くの水産資源は都道府県域とは無関係に広域に分布・回遊しており、同一の資源を複数県にまたがる多種多様な漁業が漁獲していることから、国が、**広域的な観点から、資源状況を把握し、資源回復計画の策定・管理を行うことが必要。**
- その際、各漁業種類に対する規制等については、**科学的知見に基づき、国が統一的に実施することが必要であり、各県が個別に実施することは困難。**

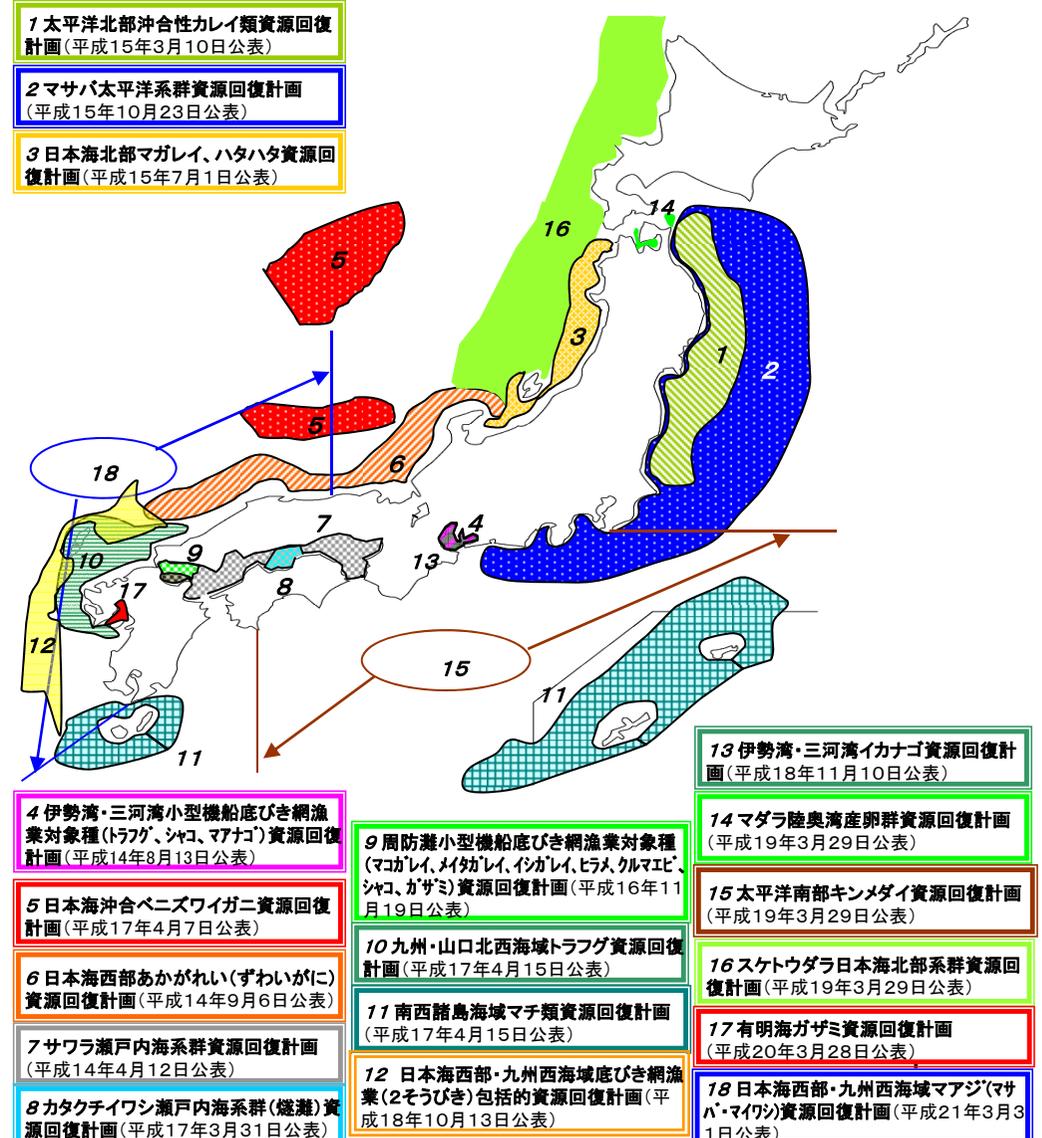
海洋生物資源の保存及び管理(広域的な資源回復計画について)

資源回復計画とは、緊急に資源回復が必要な魚種等について関係者の話し合いを基に、①漁獲努力量の削減、②資源の積極的培養、③漁場環境の保全等の取組を総合的に推進するもの(広域的な資源回復計画は、現在18計画で実施中(平成22年4月現在))。

漁業調整事務所の重要性

- ① 複数県にまたがって分布する水産資源の管理は、単県で実施しても十分な効果は得られず、また、知事許可漁業だけでなく知事の権限の及ばない大臣許可漁業者も資源を利用していることから、このような広域分布資源については、国が主体的に管理していく必要。
- ② このような観点から、広域に分布する資源を対象とした資源回復計画についても、国が策定・実施しているところ。
- ③ 漁業調整事務所は、長年にわたり県間、知事許可・大臣許可漁業者間の調整事務を行っており、資源管理の推進にあたっては、漁業調整事務所の活用が不可欠。

実施中の広域的な資源回復計画(平成22年4月現在)



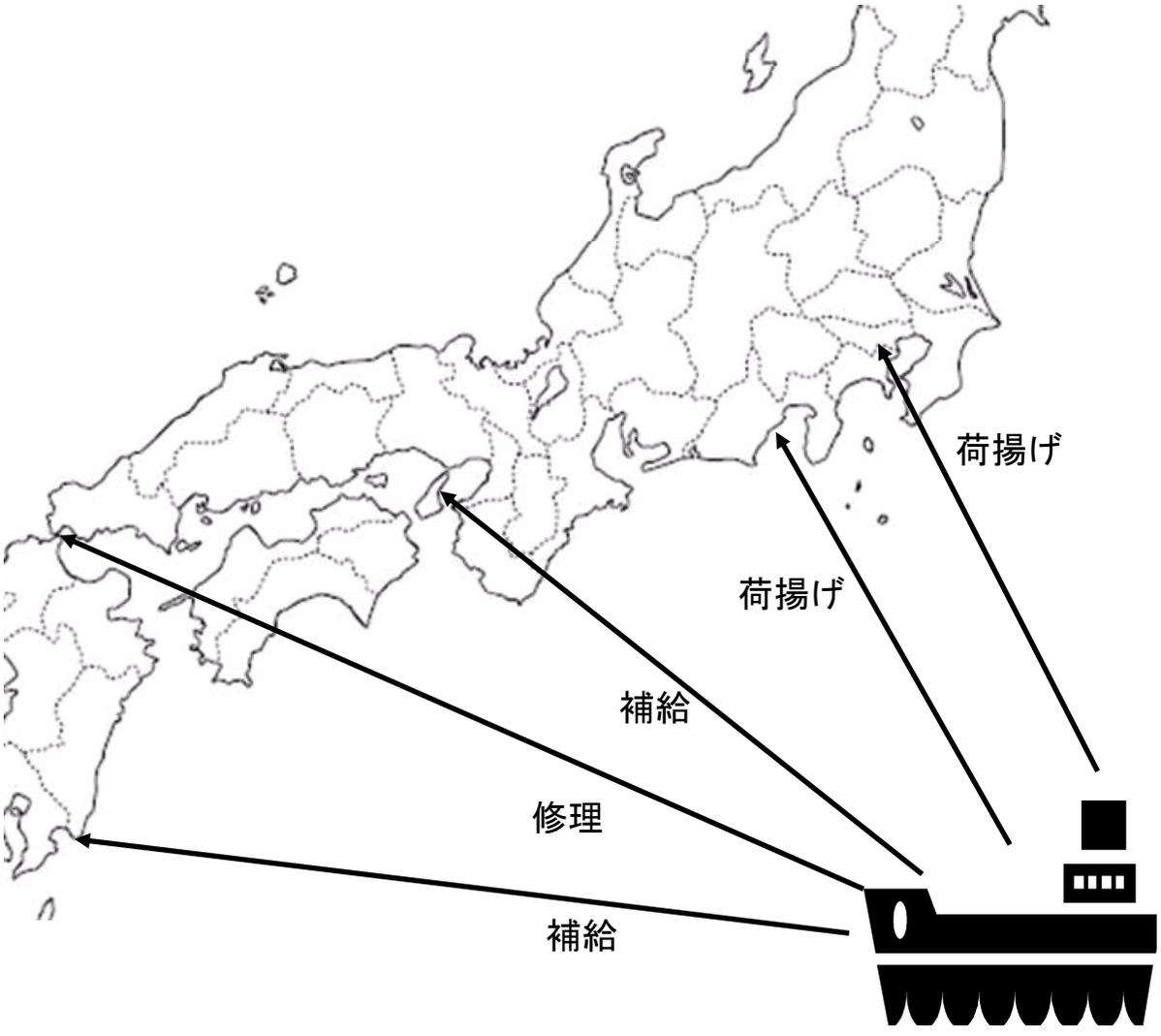
外国漁船の寄港の許可

○外国漁船の寄港に当たっては、国際的な操業ルールの遵守状況等を審査する必要があること、また、外国漁船は都道府県の管轄外の水域で操業していることから、政府間の取り決め等を踏まえて、国が、統一的に実施することが必要

- 外国漁船の寄港許可の発給に当たっては、当該漁船が国際的な操業ルールを遵守しているかどうかや密漁や密輸出に関与していないかなど、国が政府間の取り決めや関係国政府からの情報等を踏まえて審査することが必要
- また外国漁船の操業は、都道府県の管轄外である排他的経済水域や公海等で行われることから、寄港許可の発給は、国が広域的、統一的な観点から実施する必要。

外国漁船の寄港許可について

○ 外国漁船の寄港の許可は、外国漁船が我が国の港湾を操業の根拠地として利用することを規制することにより、我が国漁業秩序の維持を図ることを目的



各都道府県に外国漁船の寄港許可業務を移譲すると、

- 我が国漁業全体との競合関係を都道府県のみで判断することは困難。
- 外国漁船が寄港の度に目的・場所を変えて寄港し、我が国の港を基地化する可能性。

↓

寄港の許可は我が国漁業全体の影響を踏まえるとともに、国レベルの関係省庁間の連携も不可欠なため、国が一元的に行う必要がある。

漁船の検査

○大臣許可漁業等を対象に船体、機関、漁労設備等について検査が行われており、漁業許可の業務と一体的に実施することが適切。

- 仮に都道府県に移管した場合、都道府県は造船、機関、電気等の多面にわたり高度な専門知識を有する職員を新たに配置する必要があり、組織・人員面で非効率的。
- 漁船検査の実績：平成20年度 28件

沿岸漁業の振興及び漁場の保全の指導、水産資源の保護、水産関係資料の収集・整理、水産に関する調査

○本事務は、主に瀬戸内海や有明海などにおいて、漁業の許可や漁業取締り、漁業調整等の事務と一体的に国（瀬戸内漁業調整事務所及び九州漁業調整事務所）が実施。複数県の漁業者間の利害調整を伴うことから、中立・公平かつ広域的な観点から国が実施する必要。

▶本事務は、主に瀬戸内海や有明海など、**複数県が輻輳して操業を行っている海域**において、漁業の許可、漁業取締り、漁業調整等の事務と一体的に国（瀬戸内漁業調整事務所及び九州漁業調整事務所）において実施しているもの。これらは、複数県の漁業者間の利害関係の調整を伴うものであることから、**中立・公平かつ広域的な観点から国が実施する必要**。

○沿岸漁業の振興

魚礁設置などの事業の実施に当たって関係県間の調整

○漁場の保全の指導

赤潮発生時などにおいて、被害の軽減等を図るため、関係県等に対する指導

○水産資源の保護

広範囲にわたり回遊する魚種の種苗放流等に関する関係県間の調整

○水産関係資料の収集・整理、水産に関する調査

政府間取り決めに基づく漁業（以西底びき網漁業等）の漁獲成績報告書のとりまとめ